

身体障がい者への助成

運転免許取得費の助成

第1種普通自動車運転免許取得費用の3分の2を助成します。(限度額は10万円)

対象

- ・市内に住所がある
- ・身体障害者手帳(1〜4級)を所持している
- ・免許取得により就労など、社会参加が見込まれる

申請に必要なもの

- ・身体障害者手帳
- ※自動車学校に入校する前に申請ください。助成金が支払われるのは免許取得後です

自動車改造費の助成

就労などの社会参加のために自動車改造した場合に、改造費の一部を助成します。

助成額

- ①本人が運転する場合
上限10万円で実支出額を助成
- ②介護者による運転の場合
上限40万円で実支出額を助成。申請者の属する世帯の課税状況で改造費の3分の2または2分の1を助成

対象

- ・市内に住所がある
- ・改造によって社会参加の日

数が6か月以上継続して、週1日以上または月4日以上見込まれる

過去5年間に本制度による助成を受けていない

- ①本人が運転する場合
上肢、下肢、体幹不自由の1級または2級の身体障害者手帳を所持している。または身体障害者手帳を所持し、運転免許に改造要件が記載されている。

- ②介護者による運転の場合
1級または2級の身体障害者手帳を所持し、車いすを利用している。

※世帯に市民税所得割額が46万円以上の人がいる場合は対象外

申請に必要なもの

身体障害者手帳、改造費用のわかる見積書(既製改造車購入の場合は改造車と標準車の2種類)、カタログ、運転免許証、社会参加の日数を確認できる書類

※既存車両を改造する場合は、改造前の車の写真、車検証

精神障がい者への助成

精神疾患により入院して医療費を支払った人に、医療費の一部を助成します。

対象

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人、精神疾患を支給事由とする障害年金を受給している人

- ※次に該当する人は対象外
- ・生活保護世帯
- ・一定の所得額を超える世帯
- ・県障の受給者のうち、標準負担額減額認定証の交付を受けている

申請に必要なもの

保険証、精神障害者保健福祉手帳、年金証書

共通事項

福祉課 障がい福祉係、大和・塩沢市民センター

福祉課 障がい福祉係

773・6667
773・6723

みんなで学ぼう!

障害者差別解消条例

この研修会では、障がい者差別の解消について日常生活での実践方法を解説します。

日時 10月22日(水) 午後1時30分

会場 南魚沼市ふれ愛支援センター多目的ホール(オンライン参加可)

費用 無料

国民年金の高齢任意加入

60歳になった時点で、国民年金の納付月数が480月(40年)に到達していない人



国民年金保険料の追納

免除や猶予期間中の保険料を後から納付(追納)することで、将来受け取れる年金額を増やすことができます。

注意

- ・10年以内の免除などを受けた期間が対象。原則古い期間の保険料から追納します。
- ・猶予や免除を受けてから、2年度が経過した保険料の追納には加算額がかかります。
- ・一部免除を受けた期間で、免除されていない一部の保険料を納付していない場合は、未納期間となるため追納できません。

すでに老齢基礎年金を受給している人は追納できません。

持ち物

本人確認書類

※申請の方法など詳しくは、お問い合わせください

国民年金事務所

716・0008

国民年金の高齢任意加入

60歳になった時点で、国民年金の納付月数が480月(40年)に到達していない人

または老齢基礎年金受給要件(120月以上の納付)を満たしていない人は、60歳になった月から65歳になる月の前月まで、国民年金に任意加入して保険料を納めることにより、それぞれ老齢基礎年金を満額に近づける、または受給権を確保することができます。

対象

厚生年金・共済組合に加入しておらず、国民年金の繰り上げ受給をしていない人

納付方法

原則口座振替

持ち物

本人確認書類、振替口座の通帳と届出印

※詳しくは、お問い合わせください

国民年金事務所

716・0008